

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和6年度（2024年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

（実績）

令和7年（2025年）5月

1 アクションプログラムの背景

本市では、平成 18 年度（2006 年度）に策定した第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指してごみの減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）は、平成 28 年（2016 年）10 月に策定し、本市の課題であったごみ焼却量の削減目標を確実に達成するためのごみ減量・資源化策の推進や名越クリーンセンターの焼却停止後の施設として、新たなごみ焼却施設の稼働に向けた取組等、今後の廃棄物処理の方針を明確にしました。

本計画策定後、新たなごみ焼却施設建設に向けて住民説明会を行ってきましたが、地元住民との協議が平行線をたどる中、燃やすごみの処理手法として他の手法も考えられることから、ごみの減量・資源化施策及び燃やすごみの処理手法について、改めて検討を行いました。

その結果、平成 31 年（2019 年）3 月に、計画していた新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストかまくらを目指してごみの減量・資源化を進めていく「将来のごみ処理体制についての方針」を策定し、本市における最適なごみ処理体制を明らかにしました。

また、鎌倉市・逗子市及び葉山町におけるごみ処理広域化について、令和 2 年（2020 年）8 月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定し、今後の広域連携の考え方を示しました。

さらに、プラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、平成 30 年（2018 年）10 月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチック製品の削減取組の強化を図るとともに、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、新たな施策の推進が求められています。

このような新たな状況を踏まえ、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るよう、令和 3 年（2021 年）6 月にごみ処理基本計画の改定を行いました。

アクションプログラムは、改定したごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものであり、令和 6 年度（2024 年度）アクションプログラムは同年 6 月に策定したものです。

2 令和6年度（2024年度）アクションプログラムの実施概要

（1）重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組のうち、次の6項目を重点項目として実施しました。

重点項目1 食品ロスの削減の取組

重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

重点項目3 新たな資源化

重点項目4 市民サービスの向上

重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

(2) ごみ処理基本計画に定める焼却量

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量見込

焼却見込量 (t / 年)	令和6年度(2024年度)
	29,121

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値 (単位:t)

家庭	年度		令和 6 年度(2024 年度)
	項目		
	紙類、プラスチック類の分別徹底	重点項目 2	-1, 846
事業	生ごみ資源化促進	重点項目 5	-2, 390
	紙類の分別徹底	重点項目 5	
総計			-4, 236

ごみ焼却量の目標値 (減量・資源化の施策を推進した場合)

焼却量(目標値 (t/年) (① - ②))	令和6年度 (2024年度)
	24,885

(3) ごみ焼却量の推移

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
ごみ焼却量排出 見込み	32,714 t	32,574 t	29,375 t	29,290 t	29,206 t	29,121 t
ごみ焼却量 (目標値)	29,828 t	29,639 t	27,564 t	26,758 t	26,316 t	24,885 t
ごみ焼却量 (実績値)	29,993 t	29,994 t	28,483 t	22,659 t	22,484 t	21,541 t

○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳（月別）（実績値）

令和4年度（2022年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2,120	1,856	1,318	1,897	1,872	1,588	1,785	1,487	1,765	1,618	1,671	1,510	20,487
事業系	410	534	455	49	55	36	27	85	117	171	107	126	2,172
計	2,530	2,390	1,773	1,946	1,927	1,624	1,812	1,572	1,882	1,789	1,778	1,636	22,659
自区外搬出(内数)	35	170	0	0	0	0	0	0	0	0	50	29	284

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和5年度（2023年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,486	2,122	1,435	1,690	2,072	1,635	1,669	1,219	2,145	1,763	1,476	1,975	20,686
事業系	122	122	158	132	138	193	145	176	156	162	121	173	1,798
計	1,608	2,244	1,593	1,822	2,210	1,828	1,814	1,395	2,301	1,925	1,597	2,148	22,484
自区外搬出(内数)	0	0	0	112	64	0	0	54	36	0	0	0	266

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和6年度（2024年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,664	1,838	1,703	1,293	2,104	1,861	1,611	1,297	1,680	1,900	1,345	1,731	20,027
事業系	117	134	116	240	175	125	156	139	197	115	0	0	1,514
計	1,781	1,972	1,819	1,533	2,279	1,986	1,767	1,436	1,877	2,015	1,345	1,731	21,541
自区外搬出(内数)	0	0	0	156	0	139	158	0	53	957	1,345	1,731	4,539

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について
家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

○家庭系燃やすごみ及び事業系ごみの収集量の内訳（月別）（実績値）

令和4年度（2022年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,564	1,727	1,567	1,598	1,735	1,609	1,532	1,587	1,752	1,694	1,395	1,580	19,340
事業系	671	718	701	659	682	631	646	622	640	637	547	651	7,805
計	2,235	2,445	2,268	2,257	2,417	2,240	2,178	2,209	2,392	2,331	1,942	2,231	27,145

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和5年度（2023年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,460	1,650	1,628	1,585	1,609	1,448	1,576	1,487	1,606	1,659	1,452	1,446	18,606
事業系	612	688	661	673	669	636	639	629	664	660	599	636	7,766
計	2,072	2,338	2,289	2,258	2,278	2,084	2,215	2,116	2,270	2,319	2,051	2,082	26,372

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和6年度（2024年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,651	1,579	1,432	1,668	1,546	1,449	1,504	1,431	1,560	1,624	1,310	1,445	18,199
事業系	684	694	670	733	691	660	677	652	660	659	581	659	8,020
計	2,335	2,273	2,102	2,401	2,237	2,109	2,181	2,083	2,220	2,283	1,891	2,104	26,219

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

○総括

令和6年度（2024年度）のごみ焼却量は21,541トンとなり、前年度のごみ焼却量より943トン減少し、目標値24,885トンを大幅に達成しています。要因は、事業系ごみを令和4年（2022年）6月から計画より前倒して資源化处理を行ったことが挙げられます。

家庭系燃やすごみの収集量は、18,199トンで、分別の徹底やリデュース施策の推進を図ることにより、前年度と比べて407トン減少することができました。

事業系ごみの収集量は、8,020トンであり、前年度と比べて254トン増加しました。観光客の増加等コロナ禍の影響が緩和されたことが考えられますが、コロナ禍以前の令和元年度（2019年度）の9,358トンよりも大幅に減少しています。これは、コロナ禍以降の在庫管理の徹底による発生抑制や、廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による啓発・指導を継続してきたことが要因と考えられます。

項目	実績値			目標値
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和6年度 (2024年度)
焼却量	22,659t	22,484t	21,541t	24,885t

3 重点項目の概要

(1) 重点項目 1 食品ロスの削減の取組

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①家庭における食品ロスの削減	ごみダイエツ展												➡
	広報かまくら・HP・SNS（LINEやFacebook、X）等による啓発												
	・令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、同法第13条に定められた市町村食品ロス削減推進計画について、令和3年（2021年）6月に改定したごみ処理基本計画に取組を位置付け ・広報かまくら、ホームページ及びSNSにおける情報発信を行い、フードドライブを実施												
②飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請												➡
	事業者組合への周知												
	・令和3年度（2021年度）に「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を創設 ・令和6年度(2024年度)2件新規登録、計79件												
③食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の協力店取組PR												➡
	・食品ロス削減協力店の場所等を掲載した「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」にて情報提供												
④食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法調査・研究	実施準備						家庭系ごみ組成調査						➡
	・家庭系燃やすごみの組成調査の「厨芥類」の項目を「調理残渣（適正除去）」「調理残渣（過剰除去）」「食べ残し等」「未開封食品類」に細分化 ・厨芥類の中で「食べ残し等」のごみの割合が約80%と最も多い												
⑤未利用食品を活用するための活動の支援							フードドライブ						➡
							(6/3～3/31)						
	・フードバンクかまくらを通じて、集まった食材を必要な人や団体に提供 ・鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携を図り、受入を促進 ・飲食店・小売店を訪問し、食品ロスの削減を要請するとともに、フードバンクの周知・啓発												
⑥学校等における環境教育等の推進	中学生への説明												➡
	・食品ロス削減に向けた市の取組説明を2回実施												

【参考実績】

令和6年度（2024年度）フードドライブ実績

募集期間	令和6年（2024年）6月3日から令和7年（2025年）3月29日
提供人数	119人
提供品数	625品
重 量	232.7 kg
主な品目	米、麺類、缶詰類、レトルトカレー、飲料水、茶葉、調味料など

○総括

令和6年度（2024年度）は、本庁舎ロビーでのごみダイエット展、広報かまくら、ホームページ及びSNSで食品ロスに関する市民・事業者及び市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行いました。また、フードドライブの実施期間を6月から10か月にわたって連続的に実施し、119人の方にご協力いただきました。

食品ロス削減の取組を行う事業者を応援する「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」に基づき、79件の登録店舗の取組を「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」において広く紹介し、登録店舗の利用を促すことにより食品ロス削減の機運醸成に努めました。また、当該制度の普及を図るため、廃棄物発生抑制等啓発指導員の訪問時に周知を図るとともに、鎌倉商工会議所、鎌倉料理飲食店組合及び大船飲食店組合等の事業者組合への周知を行いました。

(2) 重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①使い捨てプラスチックの削減 ライフスタイルの見直しに向けた啓発	水道直結式ウォーターサーバー設置、給水スポットの周知											
	・令和6年度（2024年度）末時点でウォーターサーバーを35台供用 ・給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携して周知 ・プラスチック使用製品の製造事業者における使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築への協力											
②水切りの普及啓発	ホームページ・広報かまくら・自治町内会説明会等による啓発											
	・広報かまくらやホームページ、自治・町内会の説明会で生ごみの水切りの必要性について発信											
③家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	生ごみ処理機の常設展示											
	鎌人いち場での啓発											
	・令和6年度（2024年度）助成台数461台 ・市役所本庁舎での展示や地域のイベントで生ごみ処理機の周知・啓発											
④生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	多量排出事業者等への個別訪問による指導											
	・多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）21者及び準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）90者を個別訪問 ・分別の徹底とともに、使い捨て物品の削減等について要請											
⑤不用品登録制度などのリユース制度の拡充	広報かまくら、ホームページでの周知啓発											
	・不用品登録制度（リユースネット）は令和6年度（2024年度）成立件数1,043件、目標の成立件数1,000件を達成 ・リユース食器は令和6年度（2024年度）11件の助成 ・回収ボックスによる雑貨のリユースを行う実証実験を実施											
⑥3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	広報かまくら、ごみ減量通信、SNS等での周知啓発											
	・SNS、Youtube及びごみダイエツト展での周知・啓発の実施											
⑦多様なツールによる情報発信	LINE（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供											
	・LINEを活用した、資源物とごみの分け方・出し方や収集日等の情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」で周知・啓発 ・令和6年度（2024年度）末時点で登録者数2.7万人											
⑧学校等における環境教育等の推進	集合形式等による説明会、紙芝居の貸出し											
	・小学校～高校生の授業や説明会で使い捨てプラスチックごみの削減に向けた市の取組等の説明を9回実施											
⑨不適正な排出に対する指導	内容物調査、不適切排出者への訪問指導											
	・燃やすごみ及び燃えないごみの有料化実施に伴い、不適正な排出に対する公平性担保のため、平成29年度（2017年度）から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対して分別徹底の訪問指導を実施 ・令和6年度（2024年度）は、8件実施											

【参考実績】

生ごみ処理機助成台数（過去 5 年）（単位：台）

年度	電動型	非電動型	合計
令和 2 年度(2020 年度)	246	177	423
令和 3 年度(2021 年度)	338	253	591
令和 4 年度(2022 年度)	379	224	603
令和 5 年度(2023 年度)	421	191	612
令和 6 年度(2024 年度)	338	123	461

不用品登録制度登録・成立実績（過去 5 年）（単位：件）

年度	登録件数	成立件数	成立割合
令和 2 年度(2020 年度)	826	634	76. 8%
令和 3 年度(2021 年度)	1, 187	925	77. 9%
令和 4 年度(2022 年度)	1, 884	1, 295	68. 7%
令和 5 年度(2023 年度)	2, 140	1, 370	64. 0%
令和 6 年度(2024 年度)	1, 764	1, 043	59. 1%

リユース食器実績（過去 5 年）（単位：件）

月 日	補助件数	備考
令和 2 年度(2020 年度)	0	令和 2, 3 年度はコロナ禍の影響により、飲食を伴うイベント開催は自粛、制限されたため、補助実績なし。
令和 3 年度(2021 年度)	0	
令和 4 年度(2022 年度)	3	
令和 5 年度(2023 年度)	5	
令和 6 年度(2024 年度)	11	

令和 6 年度リユース食器実績（補助実績：11 件）

月 日	事業名及び利用団体	月 日	事業名及び利用団体
4 月 17 日	第 23 回わくわく花フェスタ	8 月 28 日	鎌倉中央公園フェスティバル
5 月 1 日	第 24 回鎌人いち場	10 月 3 日	令和六年度七里ガ浜地区市民運動会
5 月 13 日	ゴミフェス 532(ゴミニティ)	10 月 11 日	第 25 回鎌人いち場
5 月 14 日	五所神社材木座祭	12 月 10 日	令和 6 年餅つき
5 月 22 日	材木座子供フェスティバル	12 月 17 日	2025 年（令和 7 年）どんど焼き
8 月 6 日	七里ガ浜自治会夏祭り		

LINE「ごみ調べ」登録実績（過去5年）（3月末時点）

年度	登録者数(人)	アクセス数(回)
令和2年度(2020年度)	10,311	155,241
令和3年度(2021年度)	12,844	147,077
令和4年度(2022年度)	16,323	184,404
令和5年度(2023年度)	21,467	248,489
令和6年度(2024年度)	27,024	318,586

環境教育実績（過去5年）

年度	実施件数(件)	備考
令和2年度(2020年度)	3	令和2～4年度はコロナ禍の影響により、DVDや紙芝居の貸出を中心とした環境教育を実施。
令和3年度(2021年度)	10	
令和4年度(2022年度)	10	
令和5年度(2023年度)	21	
令和6年度(2024年度)	9	

○総括

使い捨てプラスチック容器の発生抑制を目指したマイボトルの普及策として、令和元年（2019年）から公共施設内に水道直結式ウォーターサーバーの設置を開始し、令和6年度（2024年度）末時点で35台の一般供用を開始しています。

令和4年（2022年）4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品（洗剤等の使用済みつめかえパック）の製造事業者における使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築に対して協力しています。

LINEを活用したごみに関する情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」は、令和6年度（2024年度）に改訂した「資源物とごみの分け方・出し方」において周知を図る等、更なる普及促進を行った結果、令和6年度（2024年度）末時点で登録者数が2.7万人を超えました。

不用品登録制度の成立件数は、目標とする1,000件を上回りました。また、コロナ禍における新たな生活様式によって、令和2年度（2020年度）以降、家庭用生ごみ処理機の需要が増加していましたが、令和6年度（2024年度）の助成台数は461台となりました。

発生抑制の取り組みについて、自治・町内会説明会やイベント、学校等における環境教育での周知・啓発や、SNSを活用した情報発信等を行いました。

(3) 重点項目3 新たな資源化

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①家庭系生ごみの資源化	中継施設継続利用について地元住民と協議										協定締結		➡
	名越中継施設整備に伴う中継施設の継続利用について地元住民と優先的に協議												
	・ 地元協議会の開催 意見が多かった収集運搬車両の増加に伴う周辺交通への負担軽減等の 対応策について協議を行い、了承を得る（年間4回開催）												
②紙おむつの資源化	実証実験を踏まえた報告書の作成										実用化に向けた検討		➡
	・ 使用済み紙おむつの資源化実証実験報告書を公表（10月）												
③事業系ごみの最適な資源化	縦型乾式メタン発酵施設における処理												➡
	令和4年（2022年）6月オリックス資源循環株式会社と5年間の長期継続契約締結												

○総括

施設運用終了後に生ごみ資源化施設整備の建設予定地としている今泉クリーンセンターの中継機能の継続利用について地元住民と収集運搬車両の増加に伴う周辺交通への負担軽減等の課題について協議を重ね、令和7年（2025年）1月に施設周辺の町内会と協定を締結しました。また、生ごみ資源化施設整備は、過年度に実施した資源化手法に関するサウンディング調査の結果等を踏まえ、今後、地元協議会とともに広く資源化手法等の検討を進めます。

紙おむつの資源化は、令和5年度（2023年度）に実施した実証実験の結果を踏まえ、報告書を公表しました。異物除去や乾燥等の追加工程を踏むことにより、分離処理した生成物の製品化の可能性があると考えられる一方、事業化に当たっては、収集運搬体制の構築や施設整備、必要設備の導入等に係る経済面での検討を進める必要があります。

事業系ごみの資源化は、オリックス資源循環株式会社に6,276トン搬送し、資源化処理を行いました。

(4) 重点項目 4 市民サービスの向上

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①家庭系ごみ戸別収集の検討	答申 方針策定		実施確定		収集事業者選定				実施計画策定			
				集合住宅の排出場所確認			説明会			収集運搬事前 シミュレーション		
							広報かまくら		パンフレット配付			
	・検討経過											
	4月 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 答申 5月 「鎌倉市における戸別収集のあり方について」 方針策定 6月 市議会6月定例会 戸別収集に関する予算 可決 令和7年（2025年）4月から市内一部地区、令和8年（2026年）4月 から全市において家庭系燃やすごみの戸別収集の実施を決定 8月 収集事業者選定 公募型プロポーザル実施 12月 鎌倉市家庭系ごみ戸別収集実施計画 策定											
②分別しやすい排出方法 の検討	・市民周知											
	10月 広報かまくら10月号（特集） 10月から3月 説明会開催											
	12月 広報かまくら12月号 パンフレット配布											
	3月 市公式note											
	・その他 居住者専用集積所を持たない集合住宅の専用排出場所の確認 収集事業者と事前シミュレーションを実施											
②分別しやすい排出方法 の検討	L I N E（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供											
	引き続き、LINEアプリを活用した「鎌倉ごみ調べ」によりさらなる周知											

○総括

戸別収集は、高齢者等のごみ出しの負担をはじめとするクリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減や収集環境・景観の向上に寄与し、ごみの減量も期待できます。これまで、減量効果に対する費用負担が過大である等の理由により実施を見送りましたが、平成27年度(2015年度)に戸別収集のモデル事業終了から約9年が経過する中で、高齢化や新型コロナウイルスの影響による市民生活の変化を踏まえ、ごみ出しの負担軽減という福祉的な側面に着目し、令和4年度(2022年度)から改めて必要性を整理し具体的な検討を開始しました。

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会での答申を受け、令和6年(2024年)5月に、「鎌倉市における戸別収集のあり方について」方針を策定しました。6月に燃やすごみの戸別収集の実施が確定し、12月には、「鎌倉市家庭系ごみの戸別収集実施計画」を策定しました。また、戸別収集の実施に向けた市民周知として、広報かまくら特集号等や先行地区の自治町内会を中心に説明会を開催しました。集合住宅の戸別収集品目専用排出場所の確認、収集事業者による収集運搬事前シミュレーションを実施することで、先行地区での燃やすごみの戸別収集実施に備えました。

(5) 重点項目 5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3 R の具体的な取組 についての分かりやすい 情報提供	事業者への啓発訪問等											
	・排出事業者、商店街組合、同業者組合等1,051者に対する啓発指導の実施 ・ごみ処理の現状や3 R の必要性、分別方法の説明、食品ロスの削減及びごみ削減への協力要請											
②事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	ピット前検査及び訪問指導等											
	・ピット前検査9,408件（うち目視9,145件、自走式コンベアごみ投入検査機展開検査263件）を実施し、不適正排出30袋について持ち帰り指導を実施 ・多量排出事業者21者、準多量排出事業者90者のほか、ピット前検査により資源物及び産業廃棄物等の混入があった事業者等934者を訪問指導 ・住宅宿泊事業者（民泊）、旅館業法許可事業者47者の施設訪問指導 ・廃棄物適正処理主任指導員の職を新たに設置し、商店街や同業者組合などに対する啓発を18団体、1,038部配布											
③事業所から排出される生ごみの資源化の促進	登録再生利用事業者の情報提供											
	・多量排出事業者のうち、食品を取り扱う事業者に対して登録再生利用事業者の情報提供を実施 ・事業系生ごみ処理機の普及については、飲食店や福祉施設等を中心に、助成制度の紹介による設置促進 ・令和5年（2023年）10月より1日2キログラム程度の生ごみ処理機まで補助対象を拡大											

【参考実績】

事業者訪問実績（過去5年）

（単位：者）

年度	多量排出事業者	準多量排出事業者	他事業者	住宅宿泊・旅館業法許可事業者	商店街・同業者組合
令和2年度(2020年度)	27	96	140	80	－
令和3年度(2021年度)	25	79	259	34	－
令和4年度(2022年度)	24	82	357	35	－
令和5年度(2023年度)	21	72	459	16	－
令和6年度(2024年度)	20	69	475	47	18

3 R 啓発訪問実績（過去5年）（単位：者）

年度	件数
令和2年度(2020年度)	348
令和3年度(2021年度)	403
令和4年度(2022年度)	538
令和5年度(2023年度)	568
令和6年度(2024年度)	1,092

事業系生ごみ処理機実績（過去 5 年）（単位：台）

年度	台数
令和 2 年度 (2020 年度)	0
令和 3 年度 (2021 年度)	1
令和 4 年度 (2022 年度)	1
令和 5 年度 (2023 年度)	0
令和 6 年度 (2024 年度)	0

○総括

事業系ごみの収集量は、コロナ禍前の令和元年度（2019 年度）は 9,358 トンでしたが、コロナ禍による事業系ごみの減少、分別徹底等の啓発・指導の継続実施等により、令和 2 年度（2020 年度）以降は概ね 7,800 トン～7,900 トンで推移してきました。その後行動制限の撤廃等コロナ禍の影響が緩和されたことによるインバウンド客の増加に伴い、令和 6 年度（2024 年度）は 8,019 トンとなり、5 年ぶりに増加に転じました。

事業系ごみの減量化及び資源化の具体的な取組としては、事業系ごみの分別徹底を図るため、自走式コンベアごみ投入検査機による検査を実施し、分別状況の悪いごみについては、排出元の事業者訪問による指導を徹底しました。

排出事業者への廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を継続し、ごみの減量、分別の徹底、食品ロス削減、生ごみの資源化及び大型生ごみ処理機の設置要請等を行いました。

また、令和 6 年度（2024 年度）からは、廃棄物適正処理主任指導員を新たに設置し、従来の廃棄物発生抑制等啓発指導員による排出事業者への啓発指導に加え、商店街や同業者組合等に対する啓発指導を行いました。これにより深夜に営業する店舗等、従来では難しかった排出事業者へのアプローチが可能になりました。

多量排出事業者の食品を運搬している事業者に対し、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者に関する情報を提供するとともに、事業者個別訪問において事業系生ごみ処理機の導入を促し、事業者 4 者で生ごみを自家処理しています。

（６）重点項目６ 安定的なごみ処理体制の構築

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①広域連携による新たなごみ処理体制の構築について	名越CC焼却停止後逗子市での焼却処理の開始に向けた検討											
							事務委託協定締結					
	・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会 逗子市での焼却処理開始に向けた協議等（年間5回開催） ・広域処理に向けた逗子市との試行の実施 計 733トン（7月 156トン, 9月 138トン, 10月 158トン, 3月 281トン） ・事務委託 令和7年（2025年）1月21日 逗子市と事務委託に関する協議書及び協定書の締結											
②市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	広報かまくら						広報かまくら			「分け方・出し方」全戸配布		
				チラシ配布			CSチラシ貼付					
	・6月及び9月 広報かまくら 焼却停止後の対応及び分別等の見直し周知 ・7月 環境センター 分別等の見直しのチラシ配布 ・8月 クリーンステーションにチラシ貼付 ・9月 「資源物とごみの分け方・出し方」全戸配布											
③バックアップ協定の締結												
							茅ヶ崎市・大和市協議					
	10月9日 茅ヶ崎市と「可燃性一般廃棄物処理に関する協定」を締結 10月29日 大和市と家庭系燃やすごみの処理について協議終了 （令和7年（2025年）4月1日契約締結）											
④災害時の協力支援体制				災害廃棄物処理基本計画の見直し								
	協定事業者との訓練						課題の整理					
	・協定締結事業者との訓練 6月「災害廃棄物対策初動伝達机上訓練」実施 初動対応手順の認識、課題を抽出して解決策の検討 （仮置場のレイアウト、初動時のフロー、チェックリスト等の作成） ・鎌倉市災害廃棄物処理計画 令和8年度（2026年度）の改定に向けて見直し作業											
⑤ごみ処理施設等のあり方の検討	名越中継施設整備施工事業者の選定						本契約工事管理協定締結					
	○名越中継施設整備 ・令和6年6月 プロポーザル実施要領等を公表 ・令和6年11月 審査会において優先交渉権者を選定 ・令和6年12月23日 施工事業者と本契約を締結 ・令和7年1月25日 名越クリーンセンター焼却停止 ・令和7年2月 地元自治・町内会と「名越中継施設整備等業務の管理に関する協定」を締結											

○総括

名越クリーンセンター焼却停止後、令和7年度以降の広域連携にむけて「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」において協議を進めるとともに、逗子市の焼却施設において円滑に焼却処理ができるよう、7月から逗子市と燃やすごみの処理に係る試行を行い、運搬経路や運用方法等について確認し、運用体制の構築を図りました。また、逗子市との燃やすごみ処理に関する事務委託については、市議会12月定例会の議決を経て、逗子市と協議書等を締結しました。

安定的な処理を行うため、6民間事業者とバックアップ協定を締結しました。また、令和6年度（2024年度）には、茅ヶ崎市と燃やすごみの処理に係る協定を締結するとともに、大和市と契約締結に向けた協議を進めました。

さらに、災害時協力支援協定を締結した事業者と仮置場設置に向けた初動訓練を行い、災害時に円滑に対応できるよう検討を進めました。

将来のごみ処理体制において中核となる名越中継施設の整備に向けて、施工事業者と本契約を締結し、整備に向けた準備を進めるとともに、地元自治・町内会と工事管理に係る協定を締結しました。